

2010年 月 日

衆議院（参議院）議員 ○○ ◎◎様

共済の今日と未来を考える○○県懇話会
連絡団体（連絡先） ◎◎◎◎◎◎

助け合いの共済制度が原状復帰できるよう

「保険業法再改定」と実態にあった政省令を求めます

貴職におかれましては連日、国政の重責を果されておられることに敬意を表します。先の通常国会に於いて、保険業法の規制により存続が危ぶまれた共済制度の原状復帰を旨とする保険業法の改正法案が通常国会へ提出され、継続審議となっております。平成17年に制定された保険業法により、非営利で団体内の助け合いとして運営していた共済制度の継続が困難となり、多くの共済団体とその加入者が窮地に陥っています。元通りの制度運営を願い、法案の行方を見守っています。

同時に、法案が求めている「人的構成」や「財産的基礎」、保険数理に基づく各種の要件によって、非営利で行なっている制度が本当に原状復帰できる内容なのか、共済団体間に不安の声が広がっています。政省令の策定に当っては、当事者である各共済団体の実態や意見を十分反映したものとなるよう強く求めます。

平成17年の法改定時、国会審議においては適用除外が想定されていた自主共済が、政省令によって法の適用となり、今日の事態に陥っております。同じ轍を踏まないためにも、法案成立に止まらず、平成17年当時実施していた制度の原状復帰に至るまで、政治の責任を発揮していただきますようお願いいたします。

記

一、継続審議となっている「保険業法再改定法案」を臨時国会で早期成立させること。

一、自主共済制度の原状復帰との趣旨に鑑みて、政省令策定に当っては、当事者である各共済団体の実態・意見を十分反映させること。

以上